

ラテン語で書くか俗語で書くか
—14～15世紀のフィレンツェ共和国の文書作成—

徳橋 曜

はじめに

中世の北・中部イタリアでは、議事録や都市法、都市財務記録等の公文書は必ず書記である公証人によって作成され、その言語は基本的にラテン語、即ち正式の文語にして公正証書で用いられた言語で書かれた。しかし、14～15世紀の公文書には俗語で書かれたものも混在する。中世イタリアの俗語文学については膨大な研究が蓄積しているが、俗語の公文書にはあまり目が向けられてこなかった。そこでここでは、文書のあり方の一つの局面として文書の言語の問題を取り上げる。

1. 中世末期フィレンツェの俗語文化と教育

14～15世紀のフィレンツェは文字文化の著しい発展を見る。都市社会の中・上層を占める商人層にとって読み書きや計算術・簿記は必須とされ、一般に商人の子弟は、私塾や都市が設けた学校で6～12歳頃に読み書きを学んだ後、あるいは14歳頃まで算術や商業実務基礎を学んだ後に奉公に出た。こうした環境で、年代記や小話集を著す能力を持った「物書き商人」が、俗語文化を开花させたのである。

他方、ラテン語教育の需要は限定的であったが、初等教育で用いられる教材にはドナートゥス『小文法』のようなラテン語教材が用いられた。文字教育の基本が俗語とラテン語のいずれであったかについては、研究者の間でも議論があるが、15世紀初頭の商人モレッリは10歳で亡くなった息子について、「この子は4歳の時、自分から学校に行きたがり、6歳で詩篇を、8歳でドナートゥスを覚えた。そして書くことも覚えて、従兄弟達や母親が別荘にいる時に、自筆の手紙を彼らに書くほどになった。9歳になってラテン語をやり、また商業書簡の読み方を学んだ」(『覚書』)と記している。父親の欲目を割り引いても、俗語とラテン語の両方の教育が施された可能性は否定できない。幼時に父親を失った孤児が自立するための心得として、彼は「子供のうちに読み書きを学ぼうと努め、学者の書いたものや公証人の証書やその他の書類が読めるぐらいに、同時に、ラテン語の正確な話し方と正しい文章の書き方が分かるぐらいに、文法〔ラテン語〕も学ぼうと努めなければならない」(傍点筆者)とも述べているからである。

2. 公文書におけるラテン語と俗語

一般的に商人層ほどの程度ラテン語を理解できたのか。「勉強中、好きなだけウェルギリウスと過ごせる……キケロと過ごせば、完璧な話し方を、アリストテレスと過ごせば、哲学を教えてください」とモレッリは孤児に古典の読書を勧め、13世紀末～14世紀前半の商人・年代記作者ヴィッラーニはローマ巡礼の際、「ウェルギリウス、サルスティウス、……リウィウス、その他の偉大な歴史家によって書かれたローマ人の偉業の物語を読んだ」という。しかし、その彼が「学識ある者と同様に一般人も〔歴史叙述の〕成果と喜びを汲み取ることができるよう、この本は平易な俗語で忠実に記述しよう」と述べるように、ラテン語が日常的に通用した訳ではない。

実際、公文書の文言からも公事における俗語使用がうかがえる。1302年にシエナで作られた公証人文書の書式集には、ラテン語と俗語併記の結婚契約書式が含まれる。13世紀のピサ農村地域へ派遣される役人のマニュアルによれば、農村の役人に対して公証人は「一語一語、俗語で」都市法を読み上げ、14～15世紀のフィレンツェの評議会議事録は、規定も手続きとして書記たる公証人が請願や議案を「明瞭に解りやすく俗語で読み上げ、朗読した」(legi et recitavi vulgariter distinte et ad intelligentiam) ことを明示する。

また、14世紀以降の農村コムーネの条例には俗語のものが少なくなく、同時期のフィレンツェ領域の条例改変記録でも主要都市の条例がラテン語であるのに対し、農村コムーネの条例はしばしば俗語で書かれている。無論、書記たる公証人の能力の問題ではなく、当該住民の理解力に応じて元々俗語だったのである。フィレンツェの都市法にしても、正式の条例がラテン語で書かれる一方、条例の俗語訳が残されている。特に1355年のカピターノ条例とポデスタ条例の俗語訳には羊皮紙が使われ、正式の条例とほぼ同様の体裁ともなっており、一時的な便宜で作成された単なる写しとは思われない。

3. 保管記録における言語の選択の意味

フィレンツェに限らず、14～15世紀の北・中部イタリアでは、俗語の都市法やギルド規約あるいはラテン語からの俗語訳がしばしば作られた。ピサ商業裁判所は1321年に、1305年制定のラテン語の規定集の俗語訳を作った。フィレンツェでは宿屋ギルドが、1338年制定のラテン語規定集の俗語訳を1370年以前に作成し（冒頭～1369年の追加記事の筆跡と、これ以降の追加記事の筆跡が異なる）、また医師・薬種商ギルドは1349年制定の規定集の俗語訳を1435年頃に作って、これに16世紀まで随時、改正記事を追加している（冒頭～1435年の追加記事は同一の筆跡で、以後の記事は別の複数の手になる）。後者の事例で興味深いのは、ラテン語の正本にも1349年以降の項目改定記事が追加されるなか、ラテン語ではなく俗語で書かれた記事（俗語訳と同内容）が1376年以降、特に15世紀に散見されることである。

こうした背景には一般市民のラテン語理解力の不足と、同時に俗語に関する識字能力の向上もあった。彼らにとってラテン語は理解不能な言語ではなかったにせよ、俗語であれば理解はより容易であった。前述のように、都市の中・上層市民にとって識字能力が必須だったからである。都市法やギルドの規定は役職に就いた市民やギルド成員が参照するものであったが、そのラテン語正本と同様に作られた俗語訳の存在は、日常的な参照の便として理解のより容易な俗語が選ばれた可能性をうかがわせる。また医師・薬種商ギルドの事例のように、具体的な追加情報が俗語主体で書かれることもあった。

14世紀後半以降、公文書の言語がラテン語に統一されているのは清書・保管の段階であって、具体的な問題検討や記載の追加の草案では俗語の割合が高くなっていった。フィレンツェの評議会議事録には①議事記録簿 *protocolli*・②決議録 *registri*・③保存簿 *duplicati* の3種類があって、②と③が羊皮紙に清書された保管記録で、15世紀まで俗語が混入することはないのに対して、①は俗語の関連資料・メモ等も挿入された紙の記録であり、当局に出された請願や提案の原文もしばしば俗語で記されている。記録作成過程としてはまず①が作られ、①から正式の議事録として②が作られた。さらに保存用に②を複写したものが③である。①における俗語の多用は、日常言語たる俗語が公文書の中に入り込んでいることを象徴する。ラテン語は正式ではあるが保存用の言語であって、随時変化する状況や議論を記す言語ではなくなっていたのである。正式の外交文書がラテン語であるのに対して、領域行政官への指示等が俗語であるのも、無論、行政官の理解力に対応している。アルプス以北の都市行政では以前から進行していた公文書の俗語化がイタリアでは、少なくともフィレンツェでは漸くこの時期に進んだと言えよう。

おわりに

以上のような俗語化が進行するなかでも、文語としてのラテン語の地位は存続し、記録の正統性を示すべく使われ続けた。ここには、行政の担い手と文書の書記たる公証人とが機能分化していた（即ち後者が職業的にラテン語能力を有した）都市行政のあり方も影響している。とはいえ、公証人文書を除けば、イタリアでも16世紀には公文書の俗語化が進行するのである。

付言すれば、周知のごとく人文主義は都市政治に関わる一般市民の間で広まった。確かに人文主義的ラテン語は独特で、公文書や公正証書の俗化したラテン語とは異なるものの、特別な教育

を受けた学者だけでなく、教養ある上層市民の間でこれが共有されたのであって、その背景には都市の文化的環境、商人層の識字能力と古典への関心がある。しかし、こうした教養としてのラテン語への関心は、上述のような俗語化とは別に進行することになる。

Selected Bibliography

1. AA.VV., *Il notariato nella civiltà Toscana*, Roma, 1982
2. AA.VV., *Il notariato nella civiltà toscana*, Roma, 1985
3. AA.VV., *Notariato medievale bolognese*, Roma, 1977
4. AGNOLETTI, A. M. E. (a cura di), *Statuto dell'Arte della lana di Firenze (1317-1319)*, Firenze, 1940
5. ALBERTI, Leon Battista (a cura di ROMANO, R. - TENENTI, A.; a cura di FURLAN, F. nella nuova ed.), *I libri della famiglia*, Torino, 1994 (レオン・バッティスタ・アルベルティ、池上俊一・徳橋曜訳『家族論』、講談社、2010)
6. ANSELMINI, G. - PEZZAROSSA F. - AVELLINI L., *La «memoria» dei mercatores*, Bologna, 1980
7. ARRIGHI, V., *Gli statuti di Scarperia del XV secolo*, Firenze, 2004.
8. BARBADORO, B. (a cura di), *Consigli della Repubblica fiorentina*, I, Bologna, 1921
9. BEC, Ch. (a cura di), *Il libro delgi affair proprii di casa de Lapo di Giovanni Niccolini de' Sirigatti*, Paris, 1969
10. BEC, Ch., *Les marchands écrivains a Florence 1375-1434*, Paris, 1967
11. BLACK, R., Humanism and Education in Renaissance Arezzo, *I Tatti Studies*, 2, 1987
12. BONAINI, F. (a cura di), *Statuti inediti della città di Pisa dal XII al XIV secolo*, Firenze, 1854
13. BOURGAIN, P. *Le latin medieval*, Turnhout, 2005
14. BRANCA, V. (a cura di), *Mercanti scrittori*, Milano, 1986
15. BRUNI, Leonardo [Leonardo Bruni Aretino] (a cura di MONZANI, C.), *Istoria fiorentina tradotta in volgare da Donato Acciajuoli*, Firenze, 1861
16. CALLERI, S., *L'Arte dei giudici e notai di Firenze nell'età comunale e nel suo Statuto del 1344*, Milano, 1966
17. CIASCA, R. (a cura di), *Statuti dell'Arte dei medici e speciali*, Firenze, 1921?
18. CICHETTI, A. - MORDENTI, R. (a cura di), *I libri di famiglia in Italia*, I. *Filologia e storiografia letteraria*, Roma, 1985
19. FRUGONI, C. (a cura di), *Il Villani illustrato. Firenze e l'Italia medievale nelle 253 immagini del ms. Chigiano L VIII 296 della Biblioteca Vaticana*, Città del Vaticano - Firenze, 2005
20. G. Fasoli - P. Sella (a cura di), *Statuti di Bologna dell'anno 1288*, Città del Vaticano, 1937-1939
21. GHIGNOLI, A., (a cura di), *I brevi del comune e del popolo di Pisa dell'anno 1287*, Roma, 1998
22. GIOMBI, S., *Libri e pulpiti. Letteratura, sapienza e storia religiosa nel Rinascimento*, Roma, 2001
23. GRAFF, H. J., *Storia dell'alfabetizzazione occidentale*, 1. *Dale origini alla fine del Medioevo*, Bologna, 1989.
24. GREEN, L., *Chronicle into History. An Essay on the Interpretation of History in Florentine Fourteenth-century Chronicles*, Cambridge, 1972
25. GRENDLER, P. F., *Schooling in Renaissance Italy. Literacy and Learning, 1300-1600*, Baltimore, 1989
26. HAYEZ, J., Io non so scrivere a l'amicho per siloscismi: Jalons pour une lecture de la lettre marchande toscane de la fin du Moyen Age, *I Tatti Studies*, 7, 1997
27. KLAPISCH-ZUBER, Ch., Le chiavi fiorentine di Barbablù: l'apperendimento della lettura a Firenze nel XV secolo, *Quaderni Storici*, 57, 1984
28. KLEIN, F. (a cura di), *I consigli della Repubblica fiorentina. Libri fabarum XVII (1338-1340)*, Roma, 1995.
29. KRISTELLER, P. O., *Medieval Aspects of Renaissance Learning*, New York, 1992
30. MACHIAVELLI, Bernardo (a cura di OLSCHKI, C.), *Libro di Ricordi*, Firenze, 1954

31. MARTIN, H. (trans. by COCHRANE, L. G.), *The History and Power of Writing*, Chicago, 1988
32. MARZI, D., *La cancelleria della Repubblica fiorentina*, Firenze, 1910 (rist. 1987)
33. MASI, G. (a cura di), *Formularium florentinum artis notariae (1220-1242)*, Milano, 1943
34. MICHELI, G. – MICHELI, P. (a cura di), *Gli statuti di Cerreto Guidi del 1412*, Firenze, 1995
35. ONORI, A. M. (a cura di), *Lo statuto di Pescia del 1339*, Pistoia, 2000.
36. PALMAROCCHI, R. (a cura di), *Cronisti del Trecento*, Milano-Roma, 1935
37. PANDIMIGLIO, L., *I libri di famiglia e il libro segreto di Goro Dati*, Alessandria, 2006
38. PARENTI, Marco (a cura di GARFAGNINI, M. D.), *Ricordi storici 1464-1467*, Roma, 2001
39. R. COMMISSIONE PE' TESTI DI LINGUA NELLE PROVINCE DELL'EMILIA (a cura di),
Collezione di opere inedite o rare dei primi tre secoli della lingua, Bologna, 1871
40. REDON, O. - RICCI, L. B. - BELTRAMI, P. G. - BRUNET, J. - GRIECO, A. J., *Les langues de l'Italie médiévale*, Turnhout, 2002
41. SANTINI, P. (a cura di), *Documenti dell'antica costituzione del comune di Firenze*, Firenze, 1952
42. SARTI, N. (a cura di), *Gli statuti della società dei notai di Bologna dell'anno 1336*, Milano, 1988
43. SARTINI, F. (a cura di), *Statuti dell'Arte degli albergatori della città e contado di Firenze (1324-1342)*, Firenze, 1953 (rist. 1967)
44. SBRICCOLI, M. *L'interpretazione dello statuto. Contributo allo studio della funzione dei giuristi nell'età comunale*, Milano, 1969
45. STOCK, B., *Listening for the Text on the Uses of the Past*, Baltimore, 1990
46. VERGER, J., *Men of Learning in Europe at the End of the Middle Ages*, Notre Dame (Indiana), 1997
47. VILLANI, Giovanni, (a cura di PORTA, G.), *Nuova Cronica*, Parma, 1990-1991
48. WITT, R., What Did Giovannino Read and Write? Literacy in Early Renaissance Florence, *I Tatti Studies*, 6, 1995
49. パトータ、ジュゼッペ (岩倉具忠監修・橋本勝雄訳) 『イタリア語の起源 歴史文法入門』, 京都大学学術出版会, 2002
50. 徳橋曜「中世イタリアにおける公証人の社会的位置づけ」『公証法学』, 36, 2006

史料論のこれまで、これから

丹下 栄

西欧中世史料論研究会が進めてきた活動は、科研費による補助金事業としては 2011 年 12 月 17・18 日の研究会でひとまず締めくくられた。いうまでもなく、この研究会は科研費取得のために立ちあげられたものではなく、科研費の終了がただちに研究活動の停止を意味するわけではないが、しかし科研費の最終年度末は研究会のこれまでをふり返る好機ではあろう。実際今回の研究会では、それぞれの報告が明らかにした「史料」の多様なあり方をつなぐ赤い糸、そして「史料論」の現況と未来への展望が認識可能となりつつあったように思える。個々の報告についてはそれぞれ報告者による原稿が掲載されるはずであるから、ここでつたない要約を試みる必要はあるまい。以下では諸報告から立ちあられた史料論の現在の立ち位置と未来への展望（と私に思えたもの）を、いくつか書きとめ、将来への捨て石としておきたい。

なにをいまさらと言われるかもしれないが、「史料論」という語の定義は現在でも曖昧なままであり、研究会の構成員にしてもこの語についての認識を完全に共有しているわけではない。しかし最大公約数的なところで、史料論という問題系においては伝統的な史料批判の根本的関心、「そこに本来なにが書かれていたのか」に加えて、「なぜ書かれたのか」、「どのように書かれていたのか」、「どのように読まれていたのか」、「どのように用いられていたのか」等々、にもひとしく注意が向けられている、と言うことは可能であろう。近年まで、こうした問題意識はともすれば史料をよりよく読むための補助的道具として扱われがちであった。極端に言えば、コンテキストはより良いテキスト読解に奉仕するかぎりにおいて意味があるとされたのである。しかし現在、テキストとコンテキストとの階層関係は相対化されつつある。歴史家は、ある史料に書かれている内容（＝テキスト）とテキストの成立事情、支持体、等々の情報とは決して截然と区別されるものではなく、むしろ相互浸透的關係にあることへの認識を深めている。今回の研究会でも、例えば小澤報告では、ルーン石碑の碑文（狭義のテキスト）だけでなく、石に刻まれた文様、石碑の地理的分布など、一般的には碑文を読むための補助的情報（コンテキスト）とされてきたものがスカンディナヴィア王権の性格を解明するための重要な情報として積極的に利用されていた。

15 世紀イングランドのジェントリーが遺した家政会計記録を対象とした新井報告もまた、テキストとコンテキストの間隙を埋める試みであった。新井はそれがなにを記録しているかだけでなく、なにを記録しなかったかをも分析の対象とし、また折丁の詳細な観察から、それがどのように作成され、用いられたのかを再現した。こうして得られた情報から、彼はハウスホールドがどのように運営されていたかを展望する視点を提示している。ここではコディコロジーという学問分野は「歴史補助学」（すでに死語と化した感があるが）という枠を脱し、テキスト支持体のあり方もまた「テキスト」として歴史家に遇されているかに思われる。

一般に、文書は他者に読まれることを前提として書かれる。したがってあるテキストをどのように書くかという問題は、それをどのような他者がどのように読むか（読むと予想されるか）という問題と不可分の関係にある。2つの問題をつなぐ環の1つは、いうまでもなくリテラシーをめぐる問題系であろう。昨年度の研究会では梅津教孝がカロリング期王文書のテキストから、それを書いた書記の貧弱なラテン語能力を明らかにし、さらに一步論を進めて、そのようなラテン語能力でも書記が通用した理由を、この時期のラテン語発音法では格変化等の誤りは聞き取り上ほとんど問題とならなかったことを指摘し、書き言葉と話し言葉とは完全に分化せず、混交状態

あったと想定してみせた*1。「リテラシー」を話し言葉のあり方とも関連させながら社会的コンテクストに位置づけようとする指向は、フィレンツェ共和国の文書実践を扱った今回の徳橋報告にも共有されている。ここでは文書に書かれた内容（テキスト）とともに、テキストがどんな言語で書かれたのか（ラテン語か俗語か）にも強い関心が寄せられ、ラテン語と俗語の区別が必ずしも明らかでない、当時の言語状況があぶり出されてくる。そしてまた、当時の商人たちが書きしるした多彩なテキスト、会計記録、商業書簡、回想録、子弟への訓令、等々から「書くこと」、「読むこと」の持つ個人的・社会的意味の多様さをあらためてわれわれに印象づけるものとなった。

リテラシーをめぐる問題系が言葉の使い手としての個人に加えて、言葉を通じての社会関係をも取りこむとき、避けて通ることのできない問題としてわれわれの前に立ちのぼってくるのが、言語論的転回をめぐる問題である。それは「テキスト」と書き手、読み手との関係に関わる従来の了解事項を大きく揺るがせた。よく書かれたテキストは書き手の意思を十分に正確に反映し、そうしたテキストから読み手は書き手の意図を十分に正確に読みとることができる、という素朴な考えに疑問符がつけられたとき、読み手の態度は、非常に単純化して言えば、2つの極に分裂せざるをえない。第1に、テキストの裂目やほころびから書き手の真の意図を読みとろうとすること、そして第2に、書き手の意図はどうあれ、そのテキストがこう読める（読まれてしまう）と示すこと。第1の態度はすでに何人もの歴史家が自覚的に採用している*2。第2の態度は一見歴史家とは無関係のようにも見える。しかし新井報告が家政書に見える客人の序列から読みとったジェントリーの社会的役割や人的ネットワークの様相、さらに寄食する旅の楽師への「歓迎度」が日を追って低下するさまは、テキストをあえて文字通りに受けとることではじめて歴史家の視野に入ってくるものであろう。従来であれば、こうした読みを可能にする要因はもっぱら、着眼点の鋭さといった、歴史家の個人的資質に帰されてきた。しかし歴史家は徒手空拳で史料に立ちむかうわけではない。彼の思考を基礎づけるプラットフォームの一端を可視化することは、決してその能力を貶めることにはならないであろう。

同様の事情は足立報告にもあてはまる。ウエスカ（スペイン）の司教座教会に伝わるアルマリオ（単葉文書の集積）と「カルチュレール」の悉皆調査を通じて、足立は一見無秩序・無原則に見える文書の収録・排列のなかに、ある家系に関わる文書はオリジナルで伝わり、別の家系のそれはカルチュレールを通して遺されている（オリジナルは伝来しない）という規則性を析出した。この成果もまた、もちろん一義的にはテキストの読み手としての歴史家の功績に帰すべきものである。しかし同時に、こうした「読み」は彼の関心が史料に「何が書かれているか」とともに、あるいはそれ以上に「なぜ書かれたか」、「なぜわれわれの前にあるのか」にも向けられることではじめて可能になったことをわれわれは銘記すべきであろう。そして山田報告では、「テキストを残すシステム」という、通常であればコンテクストとして扱われるべきことがらがまさに「テキスト」として分析の対象となり、それに非訟裁判権という研究史上の重要問題系とが組みあわせられることで、フランス中世都市の内部構造への新たな照明が与えられた。ここでは研究史は史料論が可視化したさまざまな関心の有り様を媒介として、歴史家を新たな「読み」へと導き、史料処理の可能性をさらに広げているかに思われる。

*1 梅津教孝「カロリング王文書はどのように読まれていたのか——ミュルバク修道院宛の2通の確認文書（772年、775年）を素材として——」『西洋史学論集』49, 2011, pp.1-19.

*2 佐藤彰一「司教グレゴリウスの沈黙——歴史叙述とその作者——」田北廣道・藤井美男（編著）『ヨーロッパ中世世界の動態像 史料と理論の対話。森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会, 2004, pp.3-20. 大黒俊二「逆なで、ほころび、テキストとしての社会」森明子編『歴史叙述の現在：歴史学と人類学の対話』人文書院, 2002, pp.286-298.

岡崎報告は期せずして、個々の報告でいわば予感として提示された「未だ名づけえぬもの」に「記述する言葉」を与える役を担うことになった。ここで紹介された最近の、そしていまや世界標準となりつつあるアーカイヴ理論によれば、従来理論が前提としていた文書のライフサイクル、つまり、業務の過程で作成され、あるいは受領された「書かれたもの」が参照・利用されている間は「レコード」であり、使われなくなれば「アーカイヴ」となり文書館に収められるという流れは根本から否定され、ひとたび書かれたものは滅失しないかぎりすべて「レコード」として統一的に把握・管理されるべきものとなった、という。この考えはわれわれに、アーカイヴとレコードとを区別することを基礎とした従来アーカイヴス理論がつまるところ「テキスト」を客体として扱う者、つまりわれわれの視点、もっと強く言えば都合の反映に過ぎないことを否応なしに気づかせずにはおかない。そして新しい理論は単に文書行政、文書館行政の変化を求めるにとどまらず、「書かれたもの」は一定の「科学的」手続きを経てはじめて「史料」となり、歴史的思考の基礎となる「資格」を獲得する、という19世紀以来の歴史学の作法をも揺さぶらずにはおかぬであろう。足立報告のなかで口吻に上った、オリジナルには挙証能力があるが、カルチュールはもはやその力を失い、単に記憶を集積するために作られたという考えは成立しないという言葉は、歴史家の営みの核心をさりげなく、しかし的確に射ぬくものであった。

ここまで、今回の研究会から私なりに読みとった動向を摘記してきた。ところでこうした読みとりはなんらかの妥当性を持っているであろうか。もちろんそれに答えるのは一義的には読者の仕事である。しかしこの間に答えるヒントとして、史料論研究会とは別個に、しかし問題意識のいくらかを共有してなされた、若い世代に属する2人の研究成果に簡単に触れておくことは不当とは言えまい。青谷秀紀は近作『記憶のなかのベルギー中世』^{*3}において、書くという行為、あるいは「書かれたもの」を作成する行為が持つ意味の多様性・重層性をくり返し強調している。業務のなかで生みだされた証書類であっても、そこにはある種の非世俗的・宗教的意味が込められていた。たとえば教会に対する寄進文書は、単に財の移動を記録するだけでなく、寄進者を顕彰し、彼（女）をいわば時空を超えた「神の家」の一員とする機能をも持っていたという。これはただちに、中世人にとって聖遺物とは聖人の残した単なる「モノ」ではなく、生きた聖人そのものであり、聖遺物入手することは聖人を共同体に有力メンバーとして迎え入れることであった、とするP. ギアリの指摘を思いおこさせる^{*4}。業務の過程で受領した1通の寄進文書を年代記に組みこむことで、寄進者は共同体に迎えられ、共同体内の永遠の生命を与えられる。岡崎報告にすり合わせて言えば、それはまた、寄進文書が永遠の生命を持つことにもなるだろう。そうであれば、修道院や都市など文書実践の現場で作成され、受領され、保管された「書かれたもの」のすべては一貫して「死せる文書」（つまり「アーカイヴ」）ではなく、「レコード」として遇されていたことになるのである。

サン・ベルタン修道院で修道士フォルカンが作成した事蹟録をめぐる、青谷は以下のような議論を展開する。この史料はフォルカン自身が書いた歴代修道院長の事蹟や聖遺物に関する記述とさまざまな証書、さらには所領明細帳の筆写が併置された複合的なテキストとなっている。もしサン・ベルタンに関わる証書にのみ着目するならば、この史料はテキストの集合体、ないしは文書の容器にすぎない。しかし事蹟録の全体を1つの「テキスト」として扱うならば、作者フォルカンの戦略、すなわち、寄進文書収録によって修道院に財を寄進し、また特権を付与したメロヴィング諸王をはじめとする俗人たちを、さらにフランデレン伯の何人かが修道院に埋葬されたフランデレン伯への言及によって世俗権力者を霊的共同体の一員に迎え、かれらのヴィルトゥスを

*3 青谷秀紀『記憶のなかのベルギー中世 歴史叙述に見る領邦アイデンティティの生成』京都大学学術出版会, 2011.

*4 P. -J. Geary, *Furta Sacra: Thefts of Relics in the Central Middle Ages*, Princeton, 1990, p.133.

集積することで来るべき危機に備え、修道院の存立を安寧なものにしようとする指向を読みとることができる、と。

青谷の作品ほどの壮大さは持たぬが、しかし見逃せぬ論点を提示しているのが、スタヴロ・マルメディ修道院に伝わる偽文書を扱うニコラ・シュルーダーの近作^{*5}である。862年にロタール2世によって発給された修道士団用財産の確認という体裁をとり、所領明細帳を彷彿させる文言を持つこの偽文書の作成年代について、これまで通説的地位を占めてきたG. デスピィの見解^{*6}は、ルートヴィヒ・ドイツ王が同様の確認文書を発給した873年以降、偽文書に記された所領の1つを修道院が手放した902年以前とするものであった。これに対してシュルーダーは、902年が究極のテルミヌス・アド・クエムであることを認めたとえ、偽文書が873年以前に作成され、ルートヴィヒ・ドイツ王の文書を受けとるにあたって王に提示された可能性を指摘する。そして彼は、偽文書が869年にロタール2世の死がもたらした政治的混乱のなかで、おそらくは870年にメルセン条約によって修道院本拠地があらたに東フランク領となったことに対処して修道士の財産を守るために、修道院ですでに作成されていた所領管理のための書類をもとに作成されたと想定している。

文書の作成年代を確定する作業において、彼は文書に書かれた土地財産をその異動に関わる情報とつきあわせる伝統的手法に加えて、修道院を取りまく危機、あるいは危機の予感といった、いわばテキスト外の諸要素を年代確定の材料として積極的に取りこみ、その結果、この偽文書が持つ性格、9世紀後半フランク王国の政治状況はより鮮明な像として読者に提示されることになった。青谷とシュルーダーとは、扱う史料類型、時期的枠組みは大きく異なっている。しかし、テキストとコンテキストの関係を相対化し、「書かれたもの」の意味をそれ自体に寄りそって理解しようとする姿勢において、あるテキストが危機のなかで、あるいは来るべき危機に備えて書かれるという構想において、何よりもある史料の性格を見きわめることを通じてそれを生みだし、利用した時代に迫り、その地平から史料の性格にさらに迫ろうとする姿勢において、2人には通いあうものがあると言わねばならない。そしてこうした発想が、そのテキストが「いかに書かれたか」に加えて「いかに読まれたか」「いかに利用されたか」といった、史料論が可視化してきた問題関心と深く関わっていることもまた明らかとすることができよう。

冒頭でも述べたように、科研費補助事業としてのこのプロジェクトは、今回の研究会でひとまず幕を下ろす。その機会に史料論の揺籃期について一言書きとめておきたい。青谷が扱ったフォルカンの事蹟録には、彼自身も指摘しているようにサン・ベルタン修道院所領明細帳のテキストが含まれている。あらためて指摘するまでもなく、このテキストをもっとも子細に読みこんだ中世史家の1人が森本芳樹であった。忘れてならないのは、彼が1980年代に早くも、フォルカンの事蹟録がさまざまな証書や所領明細帳のテキストを取りこんだかたちで作成されたという事実の重要性に気づき、その手続きと動機を全体として解明する必要性を指摘していた^{*7}ことである。さらにいえば、シュルーダーが扱った偽文書を日本で最初に分析した^{*8}のもまた森本芳樹であった。森本芳樹の謂う「史料論」の最大の基盤はいうまでもなくプリュム修道院所領明細帳、ある

*5 N. Schroeder, "Privatas regni, villae dominicatae et vassalorum. Note sur un faux diplôme de Lothaire II au profit de l'abbaye de Stavelot (†862 DD LII 37)", *Revue belge de philologie et d'histoire*, 88, 2010, pp.921-933.

*6 G. Despy, "Note sur 'portus' de Dinant aux IXe et Xe siècle", *Miscellanea Medievalia in memoriam J.-F. Niermeyer*, Groningen, 1967, pp.61-69.

*7 森本芳樹「サン・ベルタン修道院所領明細帳の分析」『西欧中世形成期の農村と都市』岩波書店, 2005, p.174, n.23. 初出 1983-1984.

*8 森本芳樹「中世初期における領主制の諸形態 —ベルギー諸地方の場合— 3完」『経済学研究』35(1・2), 1969, pp.21-41.

いはそのカエサリウス写本である。『中世農民の世界』^{*9}において彼は、9世紀末にプリュム修道院で作成された所領明細帳が13世紀の修道士によって筆写された「手続きと動機」をみごとに明らかにしている。この書物が「史料論」的思考の代表的成果であることは言を俟たないが、その源泉の1つが、サン・ベルタン修道院所領明細帳の特異な伝来形態に対する彼のするどい歴史的感性に求めるべきことを、われわれはいま再び思いおこすべきであろう。

今さらいうまでもなく、森本芳樹は史料論研究会のそもそもの唱道者であり、パトロンであった。その彼がなした提言の1つは青谷秀紀によって正面から受けとめられたことになる。これは研究会構成員にとっての不名誉であろうか？ 私はそうは思わない。おそらく史料論（的思考）はすべての歴史家にとって単に興味の対象や便利な思考ツールではなく、逃れることのできない課題である。青谷とシュルデーの作品はその確かな証拠となるであろう。われわれの歩みはおぼつかなかったが、しかし課題を回避することはしなかったし、これからもしないであろう。2人の成果にはわれわれにそう思わせるなにもものが宿っている。

*9 森本芳樹『中世農民の世界 ―甦るプリュム修道院所領明細帳』岩波書店, 2003.